

官報

号外 昭和四十年四月二日

第四十八回国 衆議院會議録 第二十七号

昭和四十年四月二日(金曜日)

議事日程 第二十五号

昭和四十年四月二日

午後二時開議

第一 沖繩及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)
(委員会審査省略要求案件)

第二 北方領土返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)
(委員会審査省略要求案件)

第三 戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出)

第五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第三 戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出)

日程第五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

午後五時三十四分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

○海部俊樹君 日程第一及び第二は延期されんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第一及び第二は延期するに決しました。

日程第三 戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出)

日程第五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、日程第四、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案、日程第五、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律

戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

(戦傷病者相談員)

第八条の二 厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、及び戦傷病者の援護のために必要な指導を行なうことを、社会的信望があり、かつ、戦傷病者の援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、戦傷病者相談員と称する。

3 戦傷病者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第十八条第二項中「二千元」を「三千円」に改める。

附則第十項を次のように改める。

10 第二十三条の規定は、当分の間、戦傷病者のうち公務上の傷病について、恩給法の規定による増加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相当する給付を受けている者又は受けた者及びこれらの者の介護者以外の者には、適用しない。

附則

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

理由

戦傷病者相談員に、戦傷病者の相談業務等を委託して戦傷病者の福祉の増進を図るとともに、療養手当の額を引き上げ、並びに日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱いをする戦傷病者の範囲を拡大することにより、戦傷病者の処遇を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案 (この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、昭和四十年四月

一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの(同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。)をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)で、次の各号の一に該当するものを除く。
一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族(以下この項において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていと認められる場合を含む。以下同じ。)をした配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当しただため同号の順位上の遺族として弔慰金を受け権利を取得した配偶者(遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。)で、その権利を取得した当時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの
二 弔慰金を受ける権利を取得した後昭和四十年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者(死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。)

の二に該当する場合において、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。
一 昭和四十年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。
二 配偶者については、前項各号の一に該当するとき。
(特別弔慰金の支給)
第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、昭和四十年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合は、この限りでない。
(裁定)
第四条 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。
(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)
第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき三万円とし、十年以内に償還すべき記名国債

をもつて交付する。
2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。
3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。
4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求等)
第六条 同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。
(特別弔慰金を受ける権利の受継)
第七条 特別弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別弔慰金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求することができる。
2 前条の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における特別弔慰金の請

求又はその裁定について準用する。第五条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の人相続人が数人ある場合における当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求若しくはその支払又は同項に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更についても、同様とする。

第八条 特別弔慰金を受ける権利は、三年間行われないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)

第九条 特別弔慰金に関する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第十条 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。

2 特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十三条 第五条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第十四条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国債の発行の日)

2 第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第六十三号の三の次に次の一号を加える。
六十三の四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第 号)の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。
第十四条の三第四号の三の次に次の一号を加

える。

四の四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を施行すること。

理由

死亡した者の死亡に関し、公務扶助料、遺族年金等の支給が行なわれていない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具 疾 疾 の 程 度	年	金 額
特 別 項 症	第一項症の年金額に一五〇、五〇〇円以内の額を加えた額	
第 一 項 症		三〇一、〇〇〇円
第 二 項 症		二四四、〇〇〇円
第 三 項 症		一九六、〇〇〇円
第 四 項 症		一四七、〇〇〇円
第 五 項 症		一一四、〇〇〇円
第 六 項 症		八七、〇〇〇円
第 一 款 症		七七、五〇〇円
第 二 款 症		七五、〇〇〇円
第 三 款 症		五七、〇〇〇円

第八条第四項の表を次のように改める。

不具 廢 疾 の 程 度	金 額
第 一 款 症	三三〇、〇〇〇円
第 二 款 症	二六五、〇〇〇円
第 三 款 症	二二七、〇〇〇円

第八条第五項の表を次のように改める。

不 具 廢 疾 の 程 度	年 金	額
特 別 項 症	第一項症の年金額に七五、二五〇円以内の額を加えた額	
第 一 項 症	一五〇、五〇〇円	
第 二 項 症	一二二、〇〇〇円	
第 三 項 症	九八、〇〇〇円	
第 四 項 症	七三、五〇〇円	
第 五 項 症	五七、〇〇〇円	
第 六 項 症	四三、五〇〇円	

第二十六条第一項各号中「七万二千元」を「九万二千元」に改め、同条第四項中「三万五千五百円」を「四万六千元」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
第八条中「五千九百十円」を「七千六百七十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二十四項中「遺族給与金」の下に「遺族一時金を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という)第八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金(死亡した者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号

中「九万二千元」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢	区 分
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年七月分まで	七十歳未満	七十歳未満
昭和四十二年八月分から 昭和四十二年十一月分まで	七十歳未満	七十歳未満
昭和四十二年十二月分から 昭和四十三年一月分まで	七十歳未満	七十歳未満

2 死亡した者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千元」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢	区 分
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年七月分まで	七十歳未満	七十歳未満
昭和四十二年八月分から 昭和四十二年十一月分まで	七十歳未満	七十歳未満
昭和四十二年十二月分から 昭和四十三年一月分まで	七十歳未満	七十歳未満

第四条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金(死亡した者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千元」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢	区 分
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年七月分まで	七十歳未満	七十歳未満
昭和四十二年八月分から 昭和四十二年十一月分まで	七十歳未満	七十歳未満
昭和四十二年十二月分から 昭和四十三年一月分まで	七十歳未満	七十歳未満

2 死亡した者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千元」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように

に読み替えるものとする。

月	分	年	年齢	の	区分	分
昭和四十年十月	分	から	六十五歳	未	満	六十五歳以上
昭和四十年十一月	分	から	三万九千円			四万七千五百円
昭和四十年十二月	分	まで	四万七千五百円			
昭和四十一年一月	分	から	四万七千五百円			四万七千五百円
昭和四十一年二月	分	まで				

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当(未帰還者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月	分	年	年齢	の	区分	分
昭和四十年十月	分	から	六十歳	未	満	六十歳以上
昭和四十年十一月	分	から	五千九百十円			六千七百九十円
昭和四十年十二月	分	まで	六千七百九十円			六千七百九十円
昭和四十一年一月	分	から	五千九百十円			六千七百九十円
昭和四十一年二月	分	まで	六千七百九十円			
昭和四十二年一月	分	から	五千九百十円			七千八十円
昭和四十二年二月	分	まで				

2 未帰還者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月	分	年	年齢	の	区分	分
昭和四十年十月	分	から	六十五歳	未	満	六十五歳以上
昭和四十年十一月	分	から	六千五百円			六千七百九十円
昭和四十年十二月	分	まで	六千七百九十円			六千七百九十円
昭和四十一年一月	分	から	六千七百九十円			六千七百九十円
昭和四十一年二月	分	まで				

昭和四十年四月二日 衆議院会議録第二十七号 戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案外一案

理由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者及び戦没者の遺族等について、障害年金、遺族年金等の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事橋本龍太郎君。

[報告書は本号末尾に掲載]

○橋本龍太郎君登壇

ただいま議題となりました三法案につき、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者相談員に戦傷病者の相談業務等を委託することとし、長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の月額を二千元から三千元に引き上げるとともに、日本国有鉄道無賃乗車船の取り扱いをする戦傷病者の範囲を拡大いたすものであります。

次に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案について申し上げます。

本案は、過ぐる大戦において、とうとい犠牲となられた戦没者等の遺族に対し、国として弔慰を

表するため、特別弔慰金を支給しようとするものであり、

第一に、特別弔慰金は、昭和四十年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給している遺族に対し、現在恩給法による公務扶助料等の給付を受けている者が不在の場合に支給することとしたしております。

第二に、特別弔慰金の額は三万円とし、十年以内に償還すべき無利子の記名国債をもって交付することとしたしております。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、遺族年金を現行の七万一千円から九万二千元に、遺族給与金を三万五千五百円から四万六千円に増額するとともに、障害年金、障害一時金についても、それぞれ所要の増額の措置をとることとし、これと関連して、未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当の月額を五千九百十円から七千六百七十円に増額いたすこととしたしております。

三法案は、去る二月十二日本委員会に付託となり、四月一日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決の結果、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案はいずれも修正議決すべきものと議決し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)

〔参照〕

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行」を「公布の日から、その他の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から適用」に改める。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(案に対する修正案(委員会修正))

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十年四月一日から施行」を「公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用」に改める。

○議長(船田中君) 三案を一括して採決いたします。

日程第三及び第四の委員長の報告はいずれも修正、第五の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

日程第六 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第六、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第六十八条の二第一項の規定により通商産業大臣が指定した地域の石炭資源の開発

に必要な設備資金の貸付け

第二十五条第一項第十号中「整備」の下に「又は経営の改善」を加える。

第二十六条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 前条第一項第九号の二に規定する設備資金(以下「開発資金」という。)の貸付け及び償還の方法

第二十七条第二項中「近代化資金」の下に「及び開発資金」を加え、「及び同項第十二号」を「並びに同項第十二号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

(財務諸表)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付しなければならない。

第三十六条第二項中「二十円以内」を「三十円以内」に改める。

第三十六条の三第一項中「特定船舶整備公団に對して」の下に、「開発資金の貸付けは、第六十八

条の七第一項の規定により石炭資源の開発に関する事業計画を届け出た採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同

項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項

を加える。

4 開発資金の貸付けは、石炭資源の開発に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る採掘区域の採掘権者が第六十八条の七第一項の規定により届け出た石炭資源の開発に関する事業計画において定めた同条第二項第二号に規定する事項が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

第三十六条の四に次の一項を加える。

2 開発資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、二十年(すえおき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

第三十六条の五、第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九第一項、第三十六条の十及び第三十六条の十一中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第三十六条の十三の見出し中「整備資金等」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「第一号又は第二号に掲げるもの」に改め、「(元本に限る。)」の下に「及び採掘権者又は租賦権者であつてその者の通商産業省令で定めるところにより算定した一年間の石炭の生産数量が五十万トンを超えないものうち通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業の経営を改善するために必要な資金であつて第三号に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務」を加え、同条に次の一号を加える。

第三号 第三号に「及び採掘権者又は租賦権者であつてその者の通商産業省令で定めるところにより算定した一年間の石炭の生産数量が五十万トンを超えないものうち通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業の経営を改善するために必要な資金であつて第三号に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務」を加え、同条に次の一号を加える。

三 当該採掘権者又は租賦権者が支払うべき資金、資材費その他の通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金(前二号に掲げる資金に該当するものを除く。)

第三十六條の二十一中「第三十六條の十三各号」を「第三十六條の十三第一号又は第二号」に改める。

第三十七條の三に次の一号を加える。

四 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

第四十條の二中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第五十三條の二第二号中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改め、同条第三号中「第三十六條の三第一項から第三項まで」を「第三十六條の三第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十七條の三第四号の規定による指定をしようとするとき。

第六十八條の九第一項中「採掘鉱区がさくそりする地域において」を「採掘鉱区が隣接する場合であつて、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違するため、若しくは鉱区相互の境界が複雑であるため、その鉱床の完全な開発若しくは鉱業の円滑な実施ができないと認められる場合又は鉱床の状態その他の自然条件からみて、その鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、」に、「その地域の鉱床」を「その鉱床」に改める。

昭和四十年四月二日 衆議院會議録第二十七号

附則第二条の二第二号中「近代化資金の貸付け」の下に「開発資金の貸付け」を加え、「石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れ」を「石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借入れ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、石炭鉱業合理化事業団の業務に特定の地域における石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け及び石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を加えるとともに、採掘権者等の納付金の限度額を引き上げ、鉱区の調整を容易に行なうることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長加藤高藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔加藤高藏君登壇〕

○加藤高藏君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、最近の石炭鉱業をめぐる情勢の変化にかんがみ、昨年末提出された第二次石炭鉱業調査団の答申に基づき、石炭対策の強化をはかろうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、石炭鉱業合理化事業団の業務として、新たに新鉱開発資金の貸し付け制度を創設すること、第二に、石炭鉱業合理化事業団の保証業務を拡大し、中小炭鉱の経営改善に必要な資金の借入れについても債務保証を行なうこと、第三に、鉱業権者の石炭鉱業合理化事業団に納付する納付金の限度をトン当たり二十円から三十円に引き上げること、その他鉱区調整の改正等であります。

本案は、去る二月十二日本委員会に付託され、二月十七日櫻内通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、数次にわたり慎重な審議を行なひ、四月一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員

員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第七、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右 内閣に提出する。

昭和四十年一月三十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「茶原種農場」を「茶原種農場(さとうきび原原種農場)」に改める。

第三十二條の次に次の一条を加える。

(さとうきび原原種農場)

第三十二條の二 さとうきび原原種農場は、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 さとうきび原原種農場は、鹿児島県に置く。

3 さとうきび原原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

昭和四十年四月二日 衆議院會議録第二十七号

農林省設置法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

六五八

第三十三条第二項の表中「大宮種畜牧場」大宮市を「白河種畜牧場」白河市に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農林研究所)

第三十三条の二 農林研究所は、農林省の所管行政に係る事務又は技術を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

2 農林研究所は、東京都に置く。

3 農林研究所の内部組織については、農林省令で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、三三八人
食糧庁	二八、九一三人
林野庁	一、〇七八人
水産庁	一、八二一人
合計	六二、一四〇人

附則

- この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(茶原種農場)を「茶原種農場」と改める部分に限る。及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から施行する。
- 食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

理由

農林省本省の附属機関としてさとうきび原産種農場及び農林研究所を新設するとともに、農林省の職員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 たいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、本省の付属機関として、さとうきび原産種農場及び農林研究所を設置するほか、職員を改めること等であり、職員を四十六人増員すること等であり、

本案は、一月三十日本委員会に付託、二月四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、昨日、質疑を終了いたしましたところ、佐々木委員外二名より、施行期日のうち、四月一日を公布の日に改め、定員に関する改正規定は四月一日から適用する趣旨の自民、社会、民社三党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、

討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員倉修正)

農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律中第十七条の改正規定(「茶原種農場」を「茶原種農場」と改める部分に限る。及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は昭和四十年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十年二月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(昭和三十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 特定事業を行なう企業組合であつて、その

事業に従事する組合員の数が五人以下のもの

第三条の二第一項中「当該信用保証協会が近代

化関係中小企業者」の下に「(その者に係る債務の

保証について前条第一項の保険関係が成立してい

る者を除く。)」を加え、同条第三項中「前条第二

項」を「第三条第二項」に改め、同条を第三条の

三とし、第三条第一項中「小企業者一人について

の保険価額の合計額が三十万円をこえることがで

きない保険(以下「小口保険」といふ。並びに)」を

削り、「第六項」の下に「並びに次条第一項」を加

え、同条第四項中「次条第二項」を「第三条の三

第二項」に改め、同条第五項中「保証を」を「保証

(次条第一項の保険関係が成立するものを除く。)

を」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条

の次に次の一条を加える。

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信

用保証協会を相手方として、当該信用保証協会

が小企業者であつて通商産業省令で定める要件

を備えているもの(その者に係る債務の保証に

ついて前条第一項又は次条第一項の保険関係が

成立している者を除く。)の金融機関からの借入

れ(手形の割引又は給付を受けることを含む。)

による債務の保証(特殊保証を含む。)であつて

その保証について担保(保証人の保証を含む。)

を提供させないものをするにより、小企業

者一人についての保険価額の合計額が三十万円

をこえることができない保険(以下「特別小口

保険」といふ。))について、保証をした借入金金額

の総額が一定の金額に達するまで、その保証に

つき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関

係が成立する旨を定める契約を締結することが

できる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分

の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、

第一種保険又は第二種保険の契約を締結してい

る信用保証協会が第一項に規定する債務の保証

をしたときは、当該債務者たる小企業者に係る

同項の保険関係における保険価額の合計額が三

十万円をこえることとなる前までの債務の保証

については、特別小口保険の保険関係が成立す

るものとする。

4 前項の信用保証協会がした第一項に規定する

債務の保証について特別小口保険の保険関係が

成立している場合において、当該信用保証協会

が当該債務者たる中小企業者について前条第一

項に規定する債務の保証(第一項の保険関係が

成立するものを除く。)をしたときは、当該特別

小口保険の保険関係は、当該保証の時ににお

いて、第一種保険(公庫と第一種保険の契約を締

結していない信用保証協会にあつては、第二種

保険)の保険関係に変更されるものとする。こ

の場合において、当該債務者たる中小企業者に

係る債務の保証をしたことによる同条第一項の

保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該

変更があつたものとみなす。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の保

險関係に準用する。

第五条中「又は第三条の二第一項」を、「第三

条の二第二項又は第三条の三第一項」に改め、

「百分の七十」の下に「(特別小口保険にあつて

は、百分の八十)」を加える。

第七条、第九条及び第十条中「又は第三条の二

第一項」を、「第三条の二第二項又は第三条の三第

一項」に改める。

第十一条中「若しくは第三条の二第一項」を

「第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項」

に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行前に成立している改正前

の中小企業信用保険法(以下「旧法」といふ。)

第三条第一項に規定する小口保険の保険関係に

ついては、なお従前の例による。

第三条 中小企業信用保険公庫(以下「公庫」と

いふ。)と改正後の中小企業信用保険法(以下

「新法」といふ。)第三条第一項に規定する第一

種保険の契約を締結している信用保証協会が同

項に規定する債務の保証をした場合において、

当該債務者たる中小企業者について旧法第三条

第一項に規定する小口保険の保険関係が成立し

ているときについての新法第三条第一項、第五

項及び第六項の規定の適用については、同条第

一項及び第五項中「百万円」とあるのは「百万

円から当該中小企業者につきすでに成立した中

小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和

四十年法律第 号)による改正前の中小企

業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険

の保険価額を控除した残額」と、同条第六項中

「第一種保険の保険価額」とあるのは「中小企

業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十

年法律第 号)による改正前の中小企業信

用保険法第三条第一項に規定する小口保険及び

第一種保険の保険価額」とする。

2 公庫と新法第三条の二第二項に規定する特別

小口保険の契約を締結している信用保証協会が

同項に規定する債務の保証をした場合におい

て、当該債務者たる小企業者について旧法第三

条第一項に規定する小口保険の保険関係が成立

しているときについての新法第三条の二第一項

及び第三項の規定の適用については、これらの

規定中「三十万円」とあるのは「三十万円から

当該小企業者につきすでに成立した中小企業信

用保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法

律第 号)による改正前の中小企業信用保

險法第三条第一項に規定する小口保険の保険価

額の合計額を控除した残額」とする。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律の一部改正)

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援

助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三条第一項の」を「第

ます。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。午後五時四十六分散会

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君
通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林 政務次官 館林三喜男君

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 橋本龍太郎君(理事藏内修治君昨日

理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

茜ヶ久保重光君

足鹿 覺君

法務委員

小金 義照君

長谷川正三君

決算委員

金子 岩三君

松原喜之次君

森本 靖君

小林 進君

坂本 泰良君

(常任委員補欠選任)

一、昨日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

足鹿 覺君

茜ヶ久保重光君

法務委員

木村武千代君

松原喜之次君

平林 剛君

決算委員

小金 義照君

坂本 泰良君

小林 進君

森本 靖君

松原喜之次君

(特別委員辞任)

一、昨日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

亀岡 高夫君

飯谷 忠男君

田澤 吉郎君

塚田 徹君

岡本 隆一君

落合 寛茂君

泊谷 裕夫君

奥野 誠亮君

坂村 吉正君

正示啓次郎君

前田 正男君

川俣 清音君

辻原 弘市君

八木 一男君

科学技術振興対策特別委員

池田正之輔君

河野 正君

塚原 俊郎君

久保 三郎君

石炭対策特別委員

伊藤卯四郎君

玉置 一徳君

(特別委員補欠選任)

一、昨日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

正示啓次郎君

坂村 吉正君

前田 正男君

奥野 誠亮君

辻原 弘市君

川俣 清音君

八木 一男君

塚田 徹君

飯谷 忠男君

亀岡 高夫君

田澤 吉郎君

落合 寛茂君

岡本 隆一君

泊谷 裕夫君

科学技術振興対策特別委員

塚原 俊郎君

久保 三郎君

池田正之輔君

河野 正君

石炭対策特別委員

玉置 一徳君

伊藤卯四郎君

(政府委員承認)

一、昨日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出

の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

首都圏整備委員会事 富田 龍彦
務局計画第二部長

気象庁長官 柴田 淑次

(政府委員任命)

一、昨日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、一日議長において承認した富田龍彦外一名を同日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る三月三十一日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

沖繩及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案
坪川信三君外十名

北方領土返還に関する決議案
坪川信三君外十名

(議案受領)

一、昨日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本育英会法等の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された議案は次の通りである。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号) 商工委員会 付託

一、昨日、予備審査のため参議院から送付され

昭和四十年四月二日 衆議院會議録第二十七号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

た議案は次の委員会に付託された。

日本育英会法等の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名提出、参法第二二号)(予)

文教委員会 付託

(条約送付)

一、昨一日、参議院に送付した条約は次の通りである。

航空業務に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、昨一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

財政法の一部を改正する法律案

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 議案の要旨及び目的
本案は、戦傷病者に対する援護措置について、今般さらにその内容の充実をはかりとするもので、その要旨は次の通りである。

- 1 厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者の相談業務等を戦傷病者相談員に委託することができるものとする。
- 2 長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の額を月額二千円から三千円に引き上げること。
- 3 日本国有鉄道無賃乗車船の取扱いをする戦傷病者の範囲を、現行の恩給法の規定による増加恩給又は傷病年金を支給されている者及び傷病賜金を支給された者から、恩給法以外

の法令によりこれらに相当する給付を受けている者又は受けた者にまで拡大すること。

二 議案の修正議決理由

戦傷病者相談員に、戦傷病者の相談業務等を委託して戦傷病者の福祉の増進等をはかることは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算(厚生省所管)六百六万二千円、(運輸省所管)二百十五万三千円が計上されている。

昭和四十年四月一日

社会労働委員長 松澤 雄藏

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

附則

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、公布の日昭和四十年四月一日から、その他の規定は、昭和四十年同年十月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から適用する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、過ぐる大戦において、戦闘その他公務により死没した軍人、軍属、準軍属の遺族に對しては、すでに、各般の援護措置が講ぜられているが、今日、わが国が戦前にもみられなかつた繁栄のみちをたどっている現状にかんがみ、加えて、本年は終戦二十周年にもあたるので、国として弔慰のため、これら遺族に對し特別弔慰金を支給しようとするものである。その要旨は次の通りである。

1 特別弔慰金を受けるべき遺族は、次に掲げるもので、昭和四十年四月一日において、本人又は他の遺族が同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権を有していないものであること。

(1) 昭和四十年四月一日までに弔慰金の支給を受けた遺族。

ただし、同日までに再婚した配偶者(戦没者等の遺族と婚姻をした者等を除く。)及び離縁により親族関係が終了した者を除く。

(2) 昭和四十年四月一日において弔慰金の支給を受けた遺族がいな場合又は配偶者が再婚した場合(1)の括弧書に該当する場合を除く。)の戦没者等の子。ただし、離縁により親族関係が終了した者を除く。

2 特別弔慰金の額は三万円とし、十年以内に償還すべき記名国債(無利子)をもつて交付すること。

3 特別弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合その相続人は、自己の名で死亡した者の特別弔慰金を請求することができること。

4 特別弔慰金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅すること。

5 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができないこと。

6 特別弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金に係る国債は、差し押さえることができないこと。

7 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができないこと。

8 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、請求により厚生大臣が行なうこととし、政令によりその権限を都道府県知事等に委任できること。

二 議案の修正議決理由

なお、国債の償還金の支払い事務は、郵政大臣が取り扱うことができること。

死亡した者の死亡に関し、公務扶助料、遺族年金等の支給が行なわれていない戦没者等の遺族に對し、特別弔慰金を支給することは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算(厚生省所管)に特別弔慰金事務処理費として五千四百七十七万四千

円

円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十一年度以降において国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に総額百二十三億円が計上される見込みとなつてい

る。

右報告する。

昭和四十年四月一日

社会労働委員長 松澤 雄蔵

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

附則

(施行期日)

1 この法律は、^{公布の日}昭和四十年四月一日から施行する。昭和四十年四月一日から適用する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、別途本国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案と関連して、次の通りに改めること。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

(1) 軍人及び軍属であつた者に支給する現行障害年金の最高額(特別項症)三十四万九千五百円乃至最低額(第三款症)三万円を、最高額四十五万一千五百円乃至最低額五万七千円に、現行障害一時金の最高額二十四万

八千円乃至最低額十七万六千円を、最高額三十二万二千円乃至最低額二十二万七千円にそれぞれ増額すること。

また、準軍属であつた者に支給する現行障害年金の最高額(特別項症)十七万四千七百五十円乃至最低額(第六項症)二万六千円を、最高額二十二万五千七百五十円乃至最低額四万三千五百円に増額することとし、実施時期は昭和四十年十月一日とすること。

(2) 遺族年金を七万一千円から九万二千円に、遺族給与金の年額三万五千五百円を四万六千円にそれぞれ増額することとし、実施時期は昭和四十年十月一日から逐次実施すること。

2 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

留守家族手当の月額を五千九百円から七千六百七十円に増額することとし、実施時期は遺族年金、遺族給与金の場合と同様とする。

二 議案の可決理由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者及び戦没者の遺族等について障害年金、遺族年金等の額を増額することは時宜に適合するものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算(厚生省所管)に四

億九千八百三十六万九千円が計上されている。右報告する。

昭和四十年四月一日

社会労働委員長 松澤 雄蔵

衆議院議長 船田 中殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の石炭鉱業をめぐる情勢の変化にかんがみ、昨年十二月十六日に提出された第二次石炭鉱業調査団の答申並びに同月十八日の石炭対策強化についての閣議決定にもとづき、石炭対策強化の一環として次のような改正を行なうものである。

1 石炭鉱業合理化事業団の業務として、新たに新鉱開発資金の貸付制度を創設する。

2 石炭鉱業合理化事業団の保証業務を拡大し、中小炭鉱の経営改善に必要な資金の借入れについても債務保証を行なうことができることとする。

3 石炭鉱業整備の財源として鉱業権者が石炭鉱業合理化事業団に納付する納付金の限度を、トン当たり二十円から三十円に引き上げる。

4 通商産業大臣は、鉱区が隣接する場合において、

ても、鉱床の合理的、一体的開発、鉱業の円滑な実施等の見地からみて必要な場合には、鉱区の調整を行なうことができることとする。

5 その他、石炭鉱業合理化事業団の監事の意見提出、余裕金の運用等について定め、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策を強化し石炭鉱業の合理化及び安定を図るための措置として、適切妥當なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算(通商産業省所管)に、石炭鉱業合理化事業団出資金のうち新鉱開発出資として二億円、信用保証基金出資金として一億円が計上されている。右報告する。

昭和四十年四月一日

石炭対策特別委員長 加藤 高蔵

衆議院議長 船田 中殿

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

- 1 さとうきびの病害対策として、無病健全な優良品種の種苗の生産および配布を行なうため、本省の附属機関として、さとうきび原原種農場を設置すること。
 - 2 農林行政の業務内容が複雑、かつ、高度化する傾向にあるので、職員等に対し、その職務に必要な専門的知識及び技術の研修を総合的に実施するため、本省の附属機関として、農林研修所を設置すること。
 - 3 大宮種畜牧場の整備拡充を図るため、同牧場を白河市に移転し、その名称を白河種畜牧場に改めること。
 - 4 事務の円滑な処理をはかるため、職員定員を四十六人増員して、次のように改めると。
- 本省 三〇、三二八人(増員四三人)
 食糧庁 二八、九一三人(減員一七人)
 林野庁 一、〇七八人(増員二人)
 水産庁 一、八二二人(増員一八人)
 合計 六二、一四〇人(差引四六人の増員)
- なお、施行期日は昭和四十年四月一日として
 いる。ただし、1については本年十月一日から、3については同十二月一日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林行政の適正かつ効率的な運営を図るため、おおむね妥当な措置と認め、施行期日については、修正することを適当と認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三億三千二十八万円が、昭和四十年度一般会計歳出予算に計上されている。
 右報告する。

昭和四十年四月一日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(「茶原種農場」を「茶原種農場」に改める部分に限る。)及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年四月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は、同年十二月一日から施行する。その他規定は公布の日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業者のなかでもとくに小企業者については、物的担保も乏しく、保証人を得ることも容易でないため、これらの小企業者につき担保の提供および保証人を要しない信用保証協会の保証を推進することにより、金融の円滑化を図ろうとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 小企業者の定義に「企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が五人以下のものを」を追加すること。

2 小企業者についての次のような特別小口保険制度を創設するとともに、小口保険を第一種保険に統合すること。

対象となる者は、小企業者であつて一定の要件を備えているもの(他の保険関係が成立している保証が行なわれている者を除く。)とする。

(2) 対象となる保証は、その保証について小企業者から担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものとする。

(3) 小企業者一人についての保険価額の限度額は三十万円とする。

(4) 事故発生の場合のてん補率は「百分の八十」とする。

3 本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、担保力の乏しい小企業者に対する金融の円滑化を図るための措置として、有効適切なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十年四月二日

商工委員長 内田 常雄

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につき必要な措置を講ずべきである。

一、特別小口保険の小企業者一人についての保険価額の限度額を五十万円程度に引き上げるよう努めること。

二、特別小口保険の対象となる小企業者の具備すべき要件を定めるにあつては、所得税（法人の場合は法人税）及び事業税の納税に関する要件を厳格に過ぎないようにするとともに、これら諸税の免税点以下の所得者及び居住要件についても適切な配慮をするよう努めること。

衆議院会議録第二十三号(二)中正誤

ペシ 段 行 誤 正

五七〇 一 二 第六十五の五 第六十五条の五

衆議院会議録第二十五号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

六三三 二 三 指定で 指定が

昭和四十年四月二日 衆議院會議錄第二十七号

明治三十五年第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円

（全社）良寛社（〒100）
（電話）五八二四四二

發行所

東京都港区赤坂表町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二（公）